大分県の最低賃金

大分県最低賃金

822円 時間額

【効力発生日】令和３年10月６日

大分労働局「ワーク・ライフ・バランス」イメージキャラクター
バランス戦隊エンジョイ５

大分県内で働くすべての労働者に適用されます。
ただし、下記の特定（産業別）最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（時間額）

【効力発生日】令和３年12月25日

鉄鋼業

銑鉄鋳物製造業、
鋼板の切断加工、
鉄スクラップ処理業など

981円

非鉄金属製造業

銅の製錬、アルミの
再生、電線・ケーブルの
製造業など

936円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

家庭用・業務用の
電気機械器具、
携帯電話やICなどの製造業

864円

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業

造船、船の修理、
自動車・自動車部品の
製造業など

894円

自動車（新車）小売業

自動車新車の販売業

872円

各種商品小売業

令和３年度は改正がありませんでした。
令和３年10月６日から
大分県最低賃金 822円が適用されます。

適用除外

ただし次に掲げる者は、特定（産業別）最低賃金から除外され、大分県最低賃金が適用されます。

①18歳未満又は65歳以上の者
②雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
③清掃、片付けの業務に主として従事する者
④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
Ⅰ.手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
Ⅱ.手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

※最低賃金に算入されない賃金・・・①精皆勤手当、通勤手当、家族手当　②臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
③時間外・休日・深夜労働割増賃金　④１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

最低賃金特設サイト https://pc.saiteichingin.info/

最低賃金特設サイト

最低賃金に関するお問い合わせは、大分労働局 賃金室（☎097-536-3215）又は最寄りの労働基準監督署へ

大分労働基準監督署	中津労働基準監督署	佐伯労働基準監督署	日田労働基準監督署	豊後大野労働基準監督署
☎097-535-1512	☎0979-22-2720	☎0972-22-3421	☎0973-22-6191	☎0974-22-0153

大分労働局 https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku

支払われる賃金※を時間額に換算し、適用される最低賃金額以上かをチェックしよう！

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金額との比較方法

1 時間給の場合 ▶ 時間給 ≧ **最低賃金額（時間額）**

2 日給の場合 ▶ 日給÷1日所定労働時間 ≧ **最低賃金額（時間額）**

3 月給の場合 ▶ 月給÷1か月所定労働時間 ≧ **最低賃金額（時間額）**

4 上記1～3の組み合わせの場合 ▶

例えば基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、
① 基本給（日給） → 2の計算で時間額を出す
② 各手当（月給） → 3の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 ≧ **最低賃金額（時間額）**

事例1 大分県で働くAさんの場合（月給制）

①Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、

160,000円－8,000円＝152,000円

②この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

152,000円÷1か月所定労働時間（160時間）＝950円＞822円

であり、**最低賃金額以上**となっています。

基本給（月給）	127,000円
職務手当	25,000円
通勤手当	8,000円
合　計	160,000円
1か月所定労働時間	160時間
大分県最低賃金	822円

事例2 大分県で働くBさんの場合（日給制と月給制の組み合わせの場合）

①基本給（日給制）を時間額に換算すると、

5,520円÷1日所定労働時間（8時間）＝690円

②Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、職務手当（月給制）を時間額に換算すると、

20,000円÷1か月所定労働時間（160時間）＝125円

③上記①と②を合計すると、**690円＋125円＝815円＜822円**となり、**最低賃金額を下回る**ことになります。

基本給	110,400円（＝5,520円×20日）
職務手当	20,000円
通勤手当	8,000円
合　計	138,400円
1日所定労働時間	8時間
1か月所定労働時間	160時間
大分県最低賃金	822円

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

ご存知ですか？最低賃金引上げ支援　業務改善助成金

お問い合わせ　大分労働局雇用環境・均等室　☎097-532-4025